愛知県の環境・省エネ関連事業について

2021年5月

愛知県環境局 地球温暖化対策課



目次

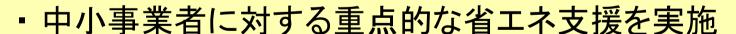
- 1 工場・事業所対策
 - (1)中小事業者向け省エネ相談事業
 - (2)あいちCO₂削減マニフェスト2030
 - (3)地球温暖化対策計画書制度の活用
- 2 自動車対策
 - (1)EV•PHV•FCVに対する自動車税の課税免除
 - (2)先進環境対応自動車導入促進費補助金

1 工場・事業所対策

(1) 中小事業者向け省エネ相談事業

《背景》

- ・愛知県は全国有数の産業県であり、 CO2全排出量の50%以上を産業部門が占める。
- ・次いで、事業所数・店舗数の増加等により、 業務部門のCO2排出量の割合が高い。



- ① 専門家による無料の相談対応・アドバイス
- ② アドバイス後の効果検証等

(1) 中小事業者向け省エネ相談事業

《事業概要》

- 1 様々な相談窓口の開設
 - 電話、窓口、訪問などの総合的な相談体制
- 2 相談者の要望に応じたアドバイス・支援

相談件数 68件程度

- ・資金を要しない設備の運用改善から設備の更新まで
- ・ 専門的な支援が必要な場合には、専門機関・専門家のご紹介
- ・設備更新が必要な場合には、補助制度のご案内・利用のアドバイス
- 3 効果検証等の実施
 - 取組状況の確認や効果検証により更なるステップアップを促します。
 - 優良事例は幅広く紹介します。

(1) 中小事業者向け省エネ相談事業

《事業の効果》 2020年度の実績※

相談回数	うち補助申請支援
33	8件

《相談内容の例》

- ・ 運用改善のみで省エネを進めたい。どこから取り組めば良いか?
- ・エネルギー使用量が増加傾向であるため、要因把握と対策が知りたい。
- ・コンプレッサの更新を検討しているが、最新技術は何があるのか?
- 新たに工場を建設したいが、補助金の対象となるのか?

《効果事例》

- 省エネ効果を見える化することで、従業員の意識が変わり、やる気がでた。
- ・最新の省エネ機器の情報収集が可能となり、計画的な設備更新に役立った。
- ・補助金活用の事例説明により、省エネ設備導入を進めるキッカケとなった。

(2) あいちCO₂削減マニフェスト2030

事業者が2030年度に向け、自主性や創意工夫を活かしたCO₂排出削減の取組を宣言し、県がそれを認定・PRする制度です。

- 1 対象事業者本制度の趣旨に賛同し、地球温暖化対策を積極的に推進する意欲ある県内の事業者
- 2 募集期間・提出方法 募集期間:9月末日まで

宣言書に必要事項を記入いただき、地球温暖化対策課まで、メールでご提出ください。

様式掲載先: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004639.htmlメール: ondanka@pref.aichi.lg.jp

3 宣言するメリット 県がホームページ等で宣言事業者の取組内容をPRします。 ランクに応じた認定書を交付します。

(3) 地球温暖化対策計画書制度の活用

地球温暖化対策推進条例の対象事業者(特定事業者)以外の事業者であっても、条例の様式により計画書を作成・提出し、特定事業者と同様に、県の評価を受けることができます。

1 対象事業者

条例の対象事業者(原油換算エネルギー使用量の年度の合計が1,500kl以上等)以外の事業者(名古屋市内を除く)

2 募集期間・提出方法

募集期間:7月末日まで

様式に必要事項を記入いただき、所管の県民事務所環境保全課まで提出してください。

様式掲載先: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html

3 活用するメリット 県がホームページ等で評価結果を公表します。

2 自動車対策

(1) EV-PHV-FCVに対する自動車税種別割の課税免除

【対象自動車】

EV•PHV •FCV(軽自動車を除く)

【新車登録時期】

2016年4月から2023年3月まで

【軽減期間】

新車登録した年度(月割分) 新車登録した翌年度から5年度分

(問合せ先)各県税事務所

* https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000049103.html

(1) EV-PHV-FCVに対する自動車税種別割の課税免除

【例1】 2021年4月に自家用乗用車(白ナンバー)のEVまたはFCVを新車で購入

	免除前の税額
2021年5月	22,900円
~2022年3月	(月割11ヶ月分)
~2023年3月	25,000円
~2024年3月	25,000円
~2025年3月	25,000円
~2026年3月	25,000円
~2027年3月	25,000円
合計	147,900円

免除後の税額	
0円	
0円	
<u>0円</u>	

(1) EV-PHV-FCVに対する自動車税種別割の課税免除

【例2】 2021年7月に自家用乗用車のPHV(排気量1.80)を新車で購入

=	<u> </u>
	免除前の税額
2021年8月	24,000円
~2022年3月	(月割8ヶ月分)
~2023年3月	36,000円
~2024年3月	36,000円
~2025年3月	36,000円
~2026年3月	36,000円
~2027年3月	36,000円
合計	204,000円

免除後の税額	
0円	
0円	

- 対象車種 天然ガス(トラック・バス)、優良HV(トラック・バス)、
 EV・PHV(トラック・バス・乗用車)、FCV(バス・乗用車)
 HV(UDタクシーに限る)
- ・ 対象者 ①旅客・貨物運送事業者 ②中小企業等の事業者
 - ③自動車リース事業者
 - ※注意! 補助対象外となる場合
 - 個人による購入(マイカー使用)
 - ・交付決定前の支払・登録(自家用登録のトラック・乗用車を除く) や、2021年3月31日以前又は2022年4月1日以降の支払・登録
 - 車の使用の本拠が事業所の所在地でない

申請期限 2022年3月31日(木)正午(自家用登録のEV・PHV(トラック・乗用車)、 FCV(乗用車))

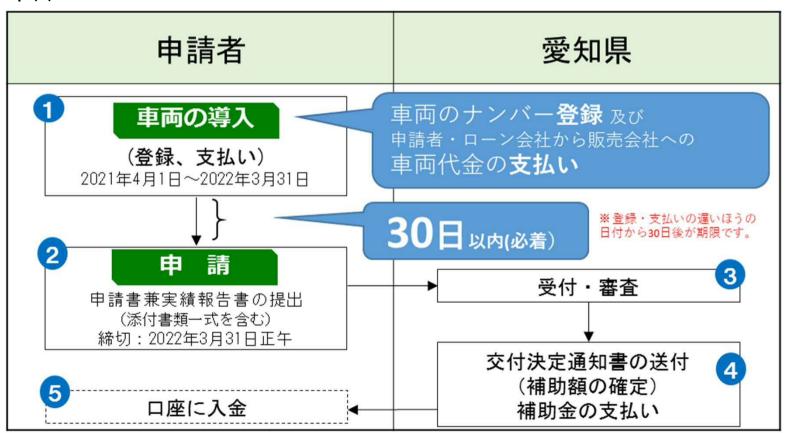
2022年3月15日(火)正午(上記以外の車両)

(問合せ先) 愛知県環境局地球温暖化対策課 自動車環境グループ 電話:052-954-6217(ダイヤルイン)

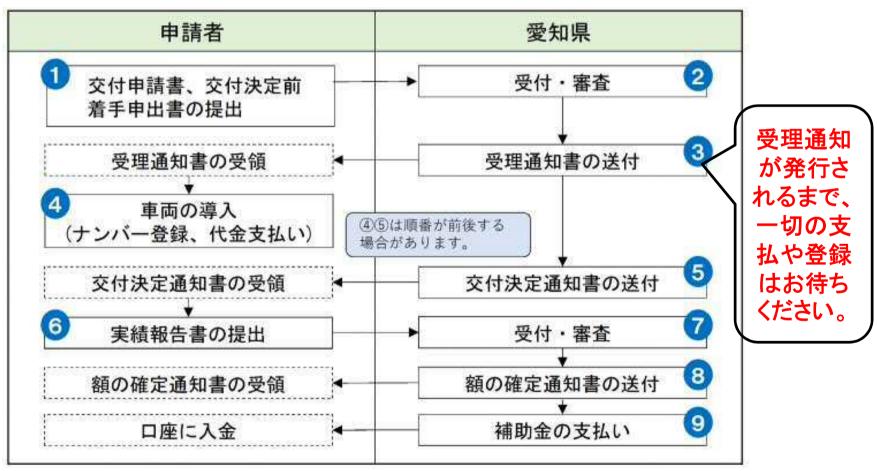
• 補助額

<u> </u>				
	対象車種	補助額		
天然ガス	トラック・バス			
優良HV	(優良HVバスは営業用のみ)	通常車両価格との差額の1/3		
	バス			
EV	トラック・乗用車	3ナンバー車: {一充電走行距離(km)-200} ×2(千円/km) 3ナンバー車以外: 一充電走行距離(km)×1(千円/km) (上限400千円)		
PHV	バス	通常車両価格との差額の1/3		
PHV	トラック・乗用車	200 千円		
FCV	バス	通常車両価格との差額の1/3		
		通常車両価格との差額の1/4(大企業)		
	乗用車	600 千円		
HV	乗用車(UDタクシーに限る)	100 千円		

手続きフロー(自家用登録のEV・PHV(トラック・乗用車)、FCV(乗用車))



・ 手続きフロー(上記以外の車両)



- 申請いただける方は?
- ①旅客・貨物運送事業者 ②中小企業等の事業者(FCバスのみ大企業も対象) ③自動車リース事業者
- ※②中小企業等の事業者は以下のいずれかに該当する方
- •「中小企業信用保険法」に規定する会社若しくは個人
 - 資本金3億円(小売・サービス業では5,000万円、卸売業では1億円)以下の法人 従業員が300人(小売業では50人、卸売業・サービス業では100人)以下の法人又は個人
- 「中小企業団体の組織に関する法律」、「農業協同組合法」、「水産業共同組合法」で定める各組合
- •「学校教育法」に規定する学校、専修学校又は各種学校を設置する者
- •「児童福祉法」に規定する児童福祉施設を設置する者
- •「社会福祉法」に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を経営する者
- 「医療法」に規定する病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は助産所を設置する者